

美幌町強靱化計画

〈国土強靱化地域計画〉

～「強く」「しなやかな」地域防災を目指して～

2025年度～2029年度



令和8年(2026)3月

北海道美幌町

【目 次】

第1章 はじめに

1 国土強靱化計画の策定主旨	1
2 美幌町強靱化計画の策定・改定主旨	1
3 計画の位置付け	2
4 地域防災計画との関係	4
5 計画の推進期間等	5

第2章 美幌町強靱化計画の基本的考え方

1 美幌町の概況	5
2 過去の災害と想定しなければならない大規模災害	6
3 美幌町強靱化計画の基本目標	8

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	9
2 評価の実施手順	11
3 評価結果	12

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方	25
2 施策プログラムの推進及び重点化	25
3 施策推進の指標となる目標値の設定	25
4 推進事業の設定	25

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進にあたっての留意事項	36
2 計画の進行管理	36

第1章 はじめに

1 国土強靱化計画の策定趣旨

国は、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年（2014年）6月には基本法に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、「人命の保護が最大限に図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標として災害に強い強靱な国づくりを進めています。さらに、平成30年（2018年）12月及び令和5年（2023年）7月に基本計画の見直しが行われました。

北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を平成27年（2015年）3月に策定し、地震、豪雨、豪雪等の自然災害リスクに対する強靱化を図るため「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」ことを目標とし北海道における大規模自然災害等に備え、事前防災、減災に関する施策を推進することとしています。そして、策定から5年が経過した令和2年（2020年）3月及び令和7年（2025年）3月には見直しを行っています。

2 美幌町強靱化計画の策定・改定主旨

美幌町は、家屋倒壊などが発生する大地震は過去発生しておらず、また風水雪害についても、台風、前線停滞による風雨による低地浸水、路肩や法面崩壊、農作物や営農施設への被害や冬型の気圧配置による暴風雪に伴う交通障害、停電などはあるものの大規模な自然災害の少ない地域であります。

しかしながら、昨今の気候変化により従来の想定を超えるケースが今後十分考えられることから、美幌町の自然災害への脆弱さを精査し、大規模自然災害に対する強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命、財産を守るとともに、地域経済の成長と活性化の促進を行いながら災害に屈しない強さとしなやかさを兼ね備えた「まち」の確立、そして国、北海道全体の強靱化を進めるうえでも必要不可欠であります。このような基本認識のもと、美幌町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「美幌町強靱化計画」を策定することにいたしました。

また、基本計画及び北海道強靱化計画において、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化を受

け、避難施設における感染症のまん延や生活環境の悪化による災害関連死の増加などの新たなリスクに対応する改定が行われていることや、本計画の計画期間である5年が経過したことを踏まえ、強靱化施策の取組状況を確認し、新たなリスクに対応できる計画とするため、本計画で想定する「リスクシナリオ（最悪の事態）」や「リスクへの対応方針」を中心に改定を行うものとします。

3 計画の位置付け

美幌町強靱化計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化地域計画として策定いたします。国土強靱化地域計画とは、国土強靱化の観点から地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる計画であり、国における基本計画と調和を保って作成するものとなります。

美幌町では、「美幌町総合計画」の基本目標によるまちづくりを基本とし、他の分野別計画と連携しながら、重点的かつ横断的に推進するとともに、国、北海道の強靱化へつなげるため「北海道強靱化計画」と調和したものとします。

(1) 根拠法令

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」

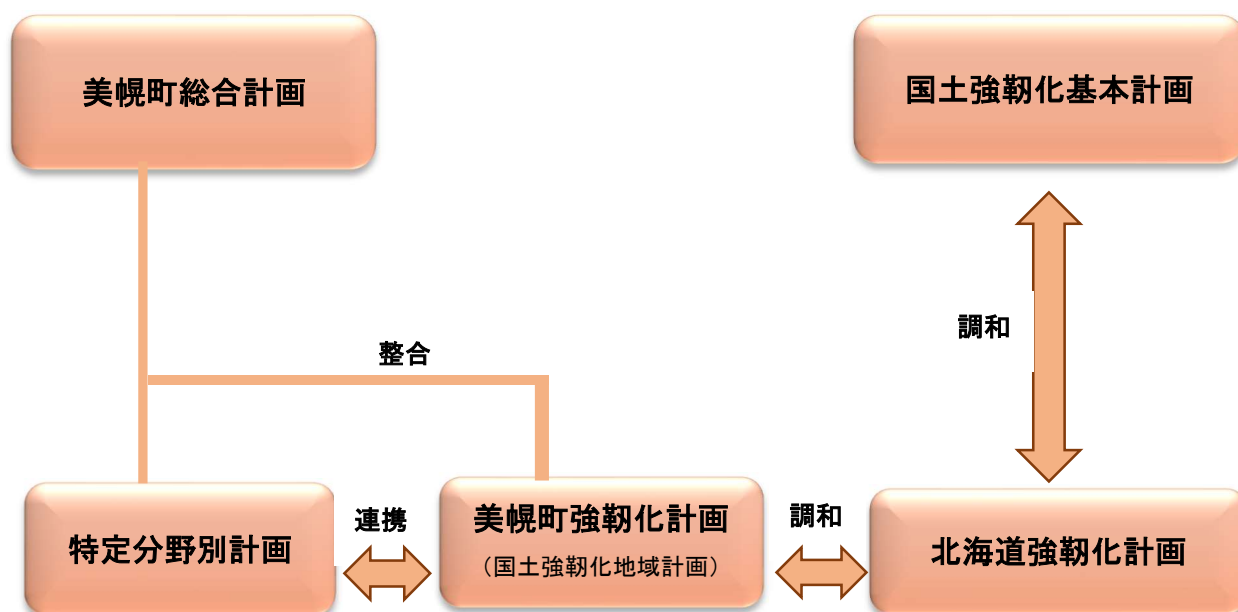
第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(2) 美幌町総合計画における基本目標（強靱化関連項目）

基本目標1 人を創り、地域力を高めるまちづくり

- ・交通事故や犯罪、自然災害などから町民の命や生活を守るとともに、情報網や公共交通手段の利便性を高め、超高齢社会でも便利で安心して生活できる環境を創ります。
- ・若い世代の力や意見を引き出し、自治会力や地域コミュニティの機能を高め、次の世代を担う人や地域を創ります。
- ・性別や年代、立場や職業などに関係なく、美幌町に住む人たちが集まったり、交流することができる機会を大切にし、人の輪を創ります。
- ・町民と行政がそれぞれの情報を共有し、知恵を出し合う関係を深め、まちづくりの課題を解決して生き抜く「知恵」と「力」のあるまちを創ります。

(3) 国や北海道の強靱化計画及び美幌町総合計画等との関係図



- 美幌町地域防災計画
- 美幌町水防計画
- 美幌町災害時備蓄計画
- 美幌町空家等対策計画
- 美幌町農業振興計画
- 美幌町森林整備計画
- 美幌町鳥獣被害防止計画
- 美幌町健康増進計画
- 美幌町耐震改修促進計画
- 美幌町地球温暖化対策実行計画
- 美幌町地域福祉計画
- 美幌町コンパクトなまちづくり計画
- 美幌町水道事業基本計画
- 美幌町水道施設耐震化計画
- 美幌町下水道事業業務継続計画
- 美幌町下水道ストックマネジメント計画
- 美幌町橋梁・トンネル長寿命化修繕計画
- 美幌町個別避難計画
- 美幌町公共施設等総合管理計画
- 美幌町公営住宅等長寿命化計画
- その他

4 地域防災計画との関係

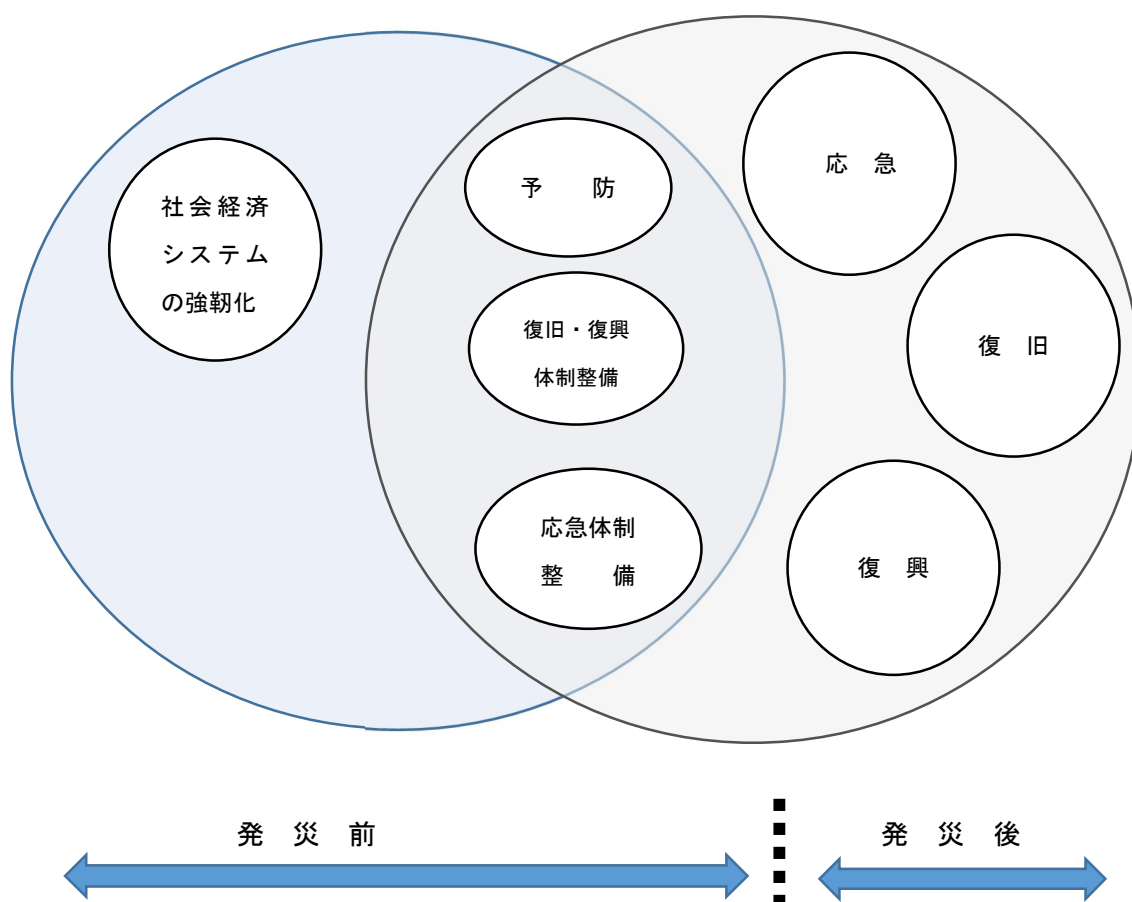
美幌町強靱化計画は、発災後のリスクを想定しながら「平時の備え」を中心に全体的な対応策を講ずるもので、大規模自然災害に備えるという観点から防災・減災と復興・復旧のための施策を、分野横断的な総合的な取り組みとします。

地域防災計画では地震や風水害、雪害、噴火といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について計画がまとめられていますが、「美幌町強靱化計画」は、災害ごとの対処方法をまとめるのではなく、発災時に最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもので、災害発生前の対策が主となるものです。

なお、この他にもまちづくりに関する各種計画が策定されていますが、「美幌町強靱化計画」で示す指針に基づき、必要に応じて各種指針の見直しを行うこととします。

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



5 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図る必要があることから、概ね5年間とします。

また、本計画は美幌町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくものとします。

なお、計画期間中であっても見直しが必要な場合には、新しい施策を追加する等、施策の最適化を図ることとします。

第2章 美幌町強靱化計画の基本的考え方

1 美幌町の概況

美幌町は、北海道の東部に位置し、北緯43度35分44秒から43度53分29秒、東経143度54分57秒から144度20分9秒の間にあり、東西33.8キロメートル、南北32.9キロメートルで、面積は438.41平方キロメートルを有しています。

町の東及び北は大空町、西は北見市、南は津別町、弟子屈町に接し、オホーツク管内の南東部に位置しており、地勢は一般的に高い山や険しい山はなく、東部は、釧路管内との境に山脈と段丘状地帯、高台及び平原とで形成され、東南より北へ次第に傾斜し、高台地はなだらかな起伏によって広大な高原盆地を形成しています。

さらに町の中央を貫流する網走川とその支流の美幌川流域には、帯状の沃野^{よくや}が広がり、これを囲むゆるやかな丘陵地が形成されています。

土地の標高は、網走川流域上流で20メートル、北部低地で7メートル、市街地中央部で10メートル、東部台地では100メートル、中央部の台地では200メートル内外、西部台地は100～200メートル位となっています。

気象については、オホーツク海岸から30キロメートルと離れていない位置にあり、内陸的というよりも海に面した沿岸の延長にすぎず、海流、海霧、流水の影響を受けやすく、ときには初夏の候には低温にみまわれ、冷害となることがあります。

例年、1～2月の厳寒期の氷点下20度前後を最低とし、5月の農耕期から次第に気温が上昇し、7～8月の30度前後が最高で、平均気温は6度程度でしたが、温暖化の影響を受け、近年では真夏日の増加など、夏場を中心に暑さが厳しい年が続いています。

降水量は、全道的にみても少なく、降雪は、11月上旬から11月中旬に始まり、12月中旬から12月下旬には根雪となり、4月下旬から5月上旬に晩雪を見ることもあります。

一年の気温は美幌地域気象観測所の平年値で5.8℃、降水量は778.6mm、年間日照時間は1807.8時間程度と高い日照率となっています。

2 過去の災害と想定しなければならない大規模災害

(1) 過去の主な自然災害

①水害

〈平成4年(1992年)9月11日〉

台風17号による豪雨のため、網走川、美幌川、魚無川が増水。農地冠水1,496ha、家屋半壊1棟、浸水家屋93棟、営農施設69カ所、橋梁決壊3カ所 など

〈平成25年(2013年)9月16日〉

台風18号による大雨により、災害対策本部設置、避難勧告発令。避難所2カ所開設(受入7名)

床下浸水10戸、町道通行止め2カ所、畑の流出及び冠水9ha、洗掘24カ所、法面崩壊4カ所、土砂流出6カ所、道路排水管閉塞3カ所 など

〈平成28年(2016年)8月20日～23日〉

8月台風(9号・11号)による大雨により、避難勧告・避難指示発令。避難所、臨時避難所2カ所開設(受入121名)。

国道1路線、道道1路線、町道4路線通行止め。

〈令和5年(2023年)7月13日〉

記録的短時間大雨により、町道の洗掘25カ所、陥没1カ所、法面崩11カ所、全面崩落1カ所、土砂堆積6カ所、土砂流出3カ所、冠水6カ所、側溝埋没2カ所 など。

②風害

〈平成16年(2004年)9月8日〉

台風18号による暴風により、負傷者1名、小中学校や住家等の建物被害172棟、倒木被害898本(民有林除く)、農作物159.6ha、明渠破損3カ所、営農施設(ビニールハウス、農舎等)破損250棟、停電被害2,300戸 など

③地震

〈平成6年(1994年)10月4日〉

「平成6年北海道東方沖地震」により、農地の陥没、流出による農作物被害、上水道施設被害 など

〈平成15年（2003年）9月26日〉

「平成15年十勝沖地震」により、浄水場送水管の一部破損、沈殿池への亀裂、畑かん施設の送水管一部破損 など

〈平成30年（2018年）9月6日～7日〉

「北海道胆振東部地震」により、町内全域が停電。臨時避難所開設（受入21名）

④雪害

〈平成26年（2014年）12月17～18日〉

暴風雪により災害対策本部設置。国道3路線、道道3路線通行止め。倒木による屋根の破損2件、停電100戸、農業用ビニールハウス全壊2棟、一部破損2棟 など

〈平成28年（2016年）3月1日〉

暴風雪により、国道4路線、道道2路線、町道2路線通行止め。臨時避難所開設（受入7名）

（2）想定しなければならない大規模災害

町内で想定される災害としては、

①大雨や雪解けによる網走川、美幌川の氾濫・内水氾濫等の住宅浸水・倒壊、耕作地冠水、道路冠水・崩壊。また、これらの災害による健康被害や死傷

②大雨による土砂崩れ・地滑りや、土石流等。また、これらの災害による健康被害や死傷

③豪雪、暴風雪による道路の通行止め等交通障害等。また、これらの災害による健康被害や死傷

④強風による電柱倒壊、電線・光ファイバー断線、建物倒壊、ビニールハウス倒壊、作物や森林の風倒被害等。また、これらの災害による健康被害や死傷

⑤大地震による建造物倒壊、道路の崩壊、土砂崩れ・地滑り、電柱倒壊、電線・光ファイバー断線、火災等。また、これらの災害による健康被害や死傷

以上の災害が本町又は近隣市町村で発生した場合、重要幹線道、国道39号線、国道240号線、国道243号線、国道334号線を抱える本町で交通障害の発生が想定できる。

3 美幌町強靱化計画の基本目標

美幌町は豊かな自然と大地に恵まれた地域であり、農林業を軸に、交通の要衝という立地を活かしながら、また、自衛隊が駐屯するまちとしてこれまで発展を続けてきました。

本町強靱化の意義は、大規模自然災害から住民の生命、財産を守ることに加え、本町の重要な社会経済機能を維持することにあります。

また、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野の機能強化を平時から整備しようとする取り組みでもあり、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用することが期待できるものです。

本町の強靱化を進めるにあたって、「国土強靱化基本計画」に掲げる「人命の保護が最大限図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」という4つの基本目標と、「北海道強靱化計画」における「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という3つの基本目標を踏まえ、次の3点を「美幌町強靱化計画」における基本目標として定めます。

美幌町強靱化計画の基本目標

- (1) 人命の保護を最大限に図り、行政及び社会経済機能を維持する
- (2) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめる
- (3) 迅速な復旧復興に資する

国土強靱化基本計画基本目標（2014年8月）

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

北海道強靱化計画基本目標（2015年3月）

- (1) 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- (2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- (3) 北海道の持続的成長を促進する

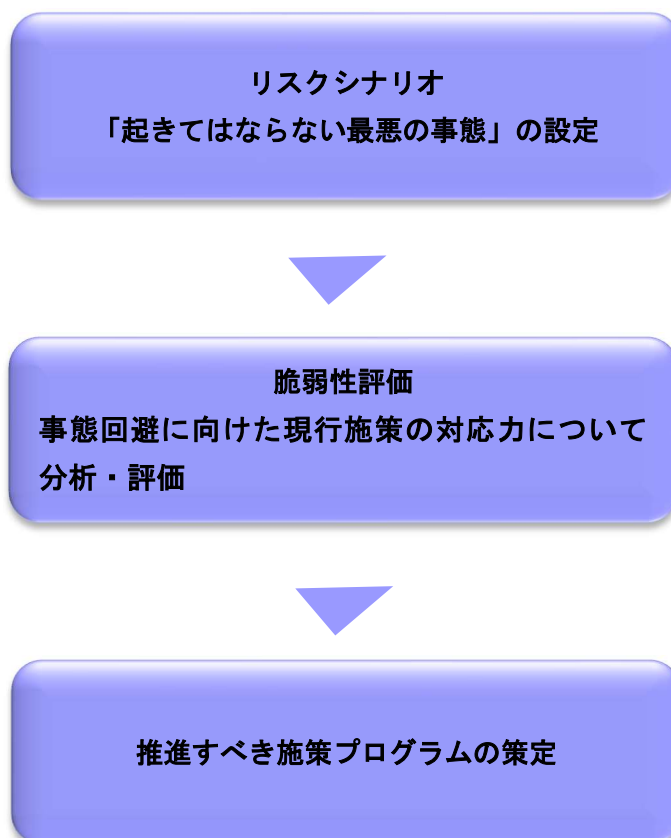
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画に掲げる美幌町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」等を参考に、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、リスク回避するための施策取組みや課題を整理したうえで脆弱性評価を実施することとします。

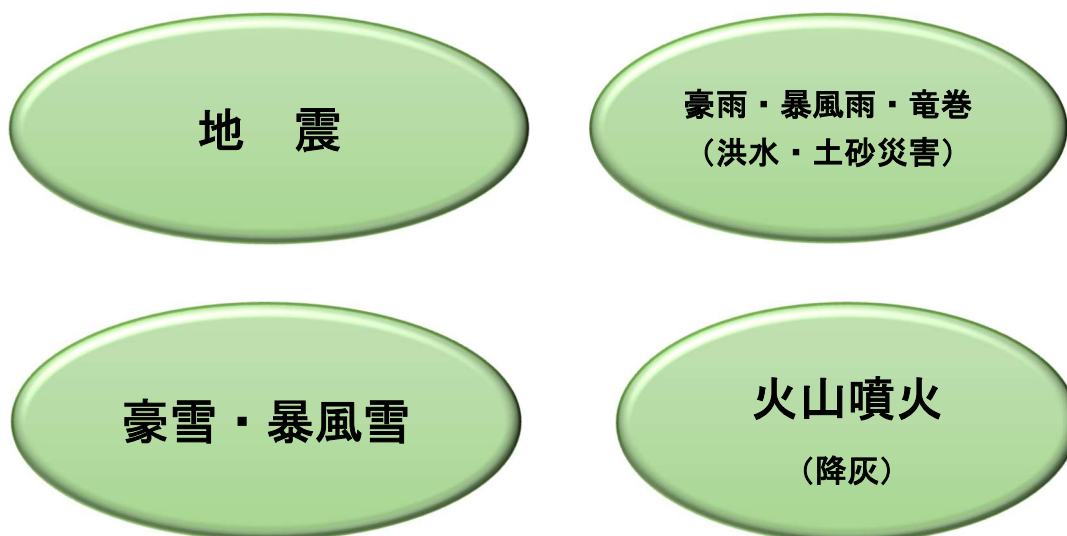
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しています。

これを参考とし、過去に美幌町で発生した自然災害を今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。



(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」におけるリスクシナリオを基本として、海に面していない本町の地域性から、地震による津波の被害を除外しています。

また、本町における施策との重複などを踏まえ、区分の整理、統合を行い、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオを設定するものとします。

以上のことから本町におけるリスクシナリオは、6つのカテゴリーと18のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-4	避難施設やトイレ、冷暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の低下
4	経済活動の機能維持	4-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2	食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1	通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

2 評価の実施手順

前項で定めた18のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など道以外の実施主体による取組を含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

3 評価結果

脆弱性評価の結果は次のとおりです。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（住宅・建築物等の耐震化）

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は「美幌町耐震改修促進計画」の目標に達していないものの、一定の進捗が見られる。しかしながら、耐震性を有していない建築物も存在しているため、引き続き耐震化の促進を図る必要がある。
- 公共建築物の耐震化は、小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、災害時に避難場所等に利用される公共建築物の耐震化は完了している。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後更新時期を迎える建築物もあることから「美幌町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」に基づいた管理を行う必要がある。公営住宅については、「美幌町公営住宅等長寿命化計画（平成28年3月策定）」に基づいて計画的な建て替え、長寿命化の促進を図る必要がある。
- 建築物の倒壊、老朽化防止の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 町内における緊急輸送道路については、国、北海道と連携しながら避難行動や救助活動を円滑に行うために整備を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅耐震化率	78.4%（2021）	*全国	87%（2018）
・小中学校耐震化率	100%（2024）	*全国	99%（2023）
・指定避難所における耐震化率	100%（2024）		
・北海道空き家情報バンク登録件数	0件（2024）		
・管理不全な空家等の解消実績数	0件（2024）		

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 本町は常時観測火山である「雌阿寒岳」の火山周辺市町村となっている。約60kmという遠距離にあるため、火山岩塊、火山礫等による被害は無いと考えられるが、降灰による山林や農業被害及び大気汚染のおそれがある。
- 土砂災害による警戒避難体制を強化するとともに「美幌町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の効果的運用を行うため、町民に対して周知徹底を図るほか、訓練により習熟を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域等指定 10箇所（2019）
- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル 策定済、更新済（2020）
- ・土砂災害ハザードマップ（紙版、Web版） 策定済（紙版2024、Web版2018）

1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（洪水、内水ハザードマップの活用）

- 「洪水ハザードマップ」の活用等により住民周知を図り、水災時における円滑、迅速な避難体制の構築が必要である。

（河川改修等の治水対策）

- 河川管理者が、当該河川において掘削、築堤等の治水対策を一層効果的、効率的に進める必要がある。また、重要水防区域では警戒巡視等を行うとともに情報集約体制を構築する必要がある。

- ・洪水ハザードマップ（紙版、Web版） 策定済（紙版2024、Web版2018）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 道路パトロール等の実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除排雪体制の確保）

- 除排雪機械の適切な更新、オペレーターの確保等除排雪の体制を確保し、除排雪体制の強化に向けた取り組みが必要である。

（高齢者世帯等に対する支援）

- 自治会が行うボランティア除雪（たすけあいチーム）と連携した取り組みが必要である。

【指標（現状値）】

- ・貸出用小型除雪機台数 20台（2024）

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（防災訓練等による関係行政機関の連携体制整備）

- 防災関連の意見交換会や各種協議会、防災訓練などを通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実行性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 災害対応のプロフェッショナルである自衛隊は全国各地の被災地支援に大きな役割を担うとともに、住民の自衛隊に対する期待も大きなものとなっておりその期待に応えている組織であることから、大規模自然災害に備え陸上自衛隊美幌駐屯地とは今以上に連携を図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材の整備を図るとともに、消防団の装備充実を図る必要がある。
- 救急活動上、有効性が実証されているAED等の救命装置について、公共施設や不特定多数が集まる場所への設置、普及を推進していく必要がある。

（消防団活動の促進）

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・総合防災訓練の実施件数 1回（2022）※3年に1回
- ・公共施設のAED設置数 32件（2024）
- ・町内消防団員数 72人（2026.2末）

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生	
【評価結果】	
(被災時の医療支援体制の強化)	
○ 災害時の医療提供体制や医療関係団体との連携体制を緊密にし、迅速に医療を提供できる体制の構築と災害急性期に対応できる医療チームへの派遣要請手順の確認等、災害時医療体制を強化する必要がある。	
(医療従事者の確保)	
○ 美幌町立国民健康保険病院の医療器械の整備、医師及び医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努める必要がある。	
(災害時における福祉的支援)	
○ 平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別避難計画や避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的に更新を行い情報の適切な管理に努める必要がある。また、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉事業者等の福祉関係者や自治会、自主防災組織等の支援者と連携し、要配慮者情報の共有を図る必要がある。	
(保健機能の充実)	
○ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施など災害時の防疫対策を推進する必要がある。	
【指標（現状値）】	
・ 季節性インフルエンザワクチン接種率	42.2% (2024)
・ 個別避難計画作成数	134名 (2026.2末)

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
【評価結果】	
(物資の供給等に係る連絡体制の整備)	
○ 災害時の応急対策を迅速に行うため、北海道及び市町村、民間企業等との間で連携や連絡体制の整備に努める必要がある。	
○ 道路損壊、信号機滅灯等により、人員救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。	
(非常用物資の備蓄推進)	
○ 家庭や企業において、被害想定や冬期間対応など最低3日分（推奨1週間分）の食料及び飲料水、生活必需品の自発的備蓄を促進するための、啓発活動に取り組む必要がある。	
【指標（現状値）】	
・ 災害時応援協定数	27団体 (2024)

2-4 避難施設やトイレ、冷暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

（避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 避難生活に特段の配慮を要する方のために、福祉避難所の確保、維持に努めるとともに、受入方法の整備を行う必要がある。

（避難所等の生活環境の改善）

- 避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドや簡易ベッドおよびプライバシーに配慮したパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要である。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 指定緊急避難場所の指定数 48 箇所（2024）
- ・ 指定避難所の指定数 18 箇所（2024）
- ・ 福祉避難所の指定数 3 箇所（2024）
- ・ 美幌町災害時備蓄計画に基づく物資の備蓄状況 100%（2024）
- ・ 厳冬期訓練の実施件数 年1回（2024）

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 地域防災計画や業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他の行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の実行性を高める必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・業務継続計画（BCP）策定状況 策定済（2019）

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における事業継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の維持・継続に向け、実効性の高い事業継続計画の策定を促進する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

- 被災または経済環境の急変により影響を受けた中小企業者の事業の早期復旧及び経営安定のため国や北海道が実施している金融支援について普及、啓発する必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 災害による農畜産物等の生産体制に影響を及ぼすことの無いよう、耐震化、老朽化対策などの防災対策を含めた生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 災害時を含め、国全体の食料の安定供給に資するため、経営安定対策や担い手育成確保など、農業の発展につながる取り組みを効果的に進める必要がある。

（地場農産物の付加価値向上と販路拡大）

- 安定した食料供給には、平時から一定の生産量確保が重要となるため、産品の高付加価値化やブランド化の推進、販路の拡大に向けた取り組みが必要であり、また、産地における農産物の長期貯蔵など平時における農産物の安定供給に加え、災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みが必要である。

【指標（現状値）】

- ・新規就農者数（新規農業従事者数を含む） 5人（2024）

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 美幌町の森林面積は、町の総面積のうち約 62%を占めており、大災害時に起因する森林の荒廃は、町全体の強靱化に与える影響が大きいため、大雨、地震等の災害時における土砂等の流出や表層崩壊等の山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等森林や林道の整備を計画的に進める必要がある。
- 災害時における森林の公益的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進する必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 国、北海道と連携しながら、農地の適正な保全管理や農業水利施設等の設備更新を計画的に推進していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 森林整備計画に基づき造林・間伐等の森林整備を実施した森林面積の割合
100%（2024）
- ・ 保全管理が適正に行われている農地面積の割合
100%（2024）

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 災害関連情報を確実に収集し、市町村をはじめ行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害発生時における住民への迅速かつ効果的な情報伝達体制を構築・強化する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む住民や観光客への安全確保、情報提供や避難誘導等、災害から観光客を守る体制の整備が必要である。特に外国人観光客の安全、安心を確保するためにも外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害時に避難支援を必要とする避難行動要支援者に対して、迅速かつ適切な避難誘導などの支援を行うため、町や自治会、たすけあいチームなど地域住民が避難行動要支援者名簿を活用できる体制の整備が必要である。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪期における避難場所、指定避難所、避難路の確保及び周知を行い、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育の推進）

- 児童・生徒が災害や事故等の緊急時に想定される様々な危険とその回避方法について理解を深め、状況に応じて適切に行動できるよう、教育活動全体を通して防災教育を計画的かつ組織的に行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害通信訓練実施回数 18回（2024）
- ・ 登録制メール登録者数 1,336人（2026.2）
- ・ 一日防災学校の実施学校数 5校（2024）

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 災害による停電リスクを回避するため、電力設備の強靱化に努めるとともに送電元が多様化及び分散化を促進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者と協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・燃料供給に係る協定 2件(2024)

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の耐震化、老朽化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場、配水管等の施設の計画的かつ効率的な更新及び耐震化を進める必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策)

- 地震時における下水道機能確保のため、計画的に施設の耐震化を進めるとともに老朽化による事故や機能停止を未然に防ぐため定期的な点検等を実施し長寿命化を計画的に進める必要がある。

(上下水道事業の危機管理体制の整備)

- 被災時に備え、応急給水、応急復旧に係る体制の構築を図る必要がある。また、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に沿った訓練の実施により、実効性の確保の検証を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | | | |
|---------------|---------------|-----|--------------|
| ・上水道基幹管路耐震適合率 | 22.6% (2024) | *全国 | 42.3% (2022) |
| ・浄水施設耐震化率 | 0% (2024) | *全国 | 43.4% (2022) |
| ・配水池耐震化率 | 56.5% (2024) | *全国 | 63.5% (2022) |
| ・下水道管路耐震化率 | 8.2% (2024) | | |
| ・下水道管路改築事業量 | 0.23km (2024) | | |
| ・処理場耐震化率 | 0% (2024) | | |

5-4 地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 北海道横断自動車道はオホーツク圏の農水産物の流通の中核を担うとともに、高次医療施設への搬送、災害時における救援物資の運送等地域住民の生活に密着した道路となるため、国、北海道と連携しながら整備を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、老朽化対策）

- 災害時における情報伝達、活動手順等の徹底を図るなど関係機関と密接に連携した防災訓練を実施する。また橋梁の老朽化に対して確実な対策を実施するとともに、各施設についても、計画的な更新、補修等の維持管理を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 国道39号（北海道横断自動車道）端野高野道路の事業進捗率 約25%（2024）
- ・ 町道橋梁の点検率 100%（2023）
- ・ 町道トンネルの点検率 100%（2023）

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物について、迅速な処理がされるよう「災害廃棄物処理計画」に基づき体制の整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 策定済（2023）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害時において各種応急対策を行ううえで、支障となる障害物の除去や道路交通の確保などが迅速に行われるよう、建設業協会等とあらかじめ応援協定を締結しこれらの活動が速やかに実施できるような体制を構築する必要がある。

（行政職員等の活用促進）

- 大規模自然災害時人材、資機材不足を補うため、自治体間の相互応援体制の構築が必要である。
- 災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティア現地対策本部における活用体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 応急対策業務に係る協定件数 2件（2024）

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、美幌町における強靱化施策の取組方針を示す「美幌町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、建築物等の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を組み合わせ、設定します。

また、設定した施策プログラムごとに具体的な「施策展開」を設定し、国、北海道、民間及び町が適切な役割分担と緊密な連携により強靱化に向けた取組みを進めていくものとしします。

2 施策プログラムの推進及び重点化

限られた財源の中で強靱化の取組みを行うことから、施策の重点化を図り優先順位を考慮する必要があります。

プログラムの重点化は、「北海道強靱化計画」「美幌町総合計画」中の防災分野に沿った施策、本町の強靱化を図るうえで重要な項目について重点化するものとしします。

3 施策推進の指標となる目標値の設定

施策プログラム中の個別施策の進捗や実績を把握、管理するため可能な限り数値目標を設定します。

目標値は施策実施のための財源の確保が担保されていないこと、国、北海道が主体となるものも多くあることなどから、関係機関が共有する「努力目標」としします。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な事業のうち、美幌町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行うものとしします。

【美幌町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ◎脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を（ ）書きで掲載。
- ◎重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載。
- ◎プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「美幌町耐震改修促進計画」に定められた耐震化目標の達成に向け、住宅および建築物の耐震化を一層促進する。
- 公共施設に付随する工作物、非構造部材の定期点検を行い、施設全体の安全性を確保する。

（建築物等の老朽化対策）重点

- 「美幌町空家等対策計画」による基本方針を踏まえ、空家の適正管理や除却促進に努め、建築物の倒壊防止等を図る。
- 「美幌町公共施設等総合管理計画」による基本方針を踏まえ、個別施設ごとに「施設の更新」「統廃合」「長寿命化」等による再編を推進する。
- 発災時に確実かつ速やかに災害対応を行えるよう、防災資機材や車両等の計画的な整備更新を行う。

（緊急輸送道路等の整備）

- 緊急輸送道路について、国、北海道と連携し避難や救助が円滑に行うことができるよう整備を推進する。

《指 標》

・住宅耐震化率	78.4% (2021)	➡	95.0% (2026)
・小中学校耐震化率	100% (2024)	➡	改修時等における耐震基準の確実な適用
・指定避難所における耐震化率	100% (2024)	➡	改修時等における耐震基準の確実な適用
・空き家率（住宅・土地統計調査）	19.7% (2033)	➡	18.4% (2033)
	※推計値		※目標値

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒・避難体制の整備）重点

- 火山噴火警戒情報について、降灰による被害を勘案し注意喚起等の方法を検討する。
- 適正管理された森林と土砂災害対策施設等の地域環境の整備を行う。
- 土砂災害警戒区域の居住者に対して土砂災害ハザードマップによる周知徹底、避難体制を整備する。

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区域等指定 10箇所（2019） ➡ 道の指定により増減
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル 策定済、更新済（2020） ➡ 必要に応じ更新
- ・ 土砂災害ハザードマップ 策定済（紙版 2024、Web版 2018） ➡ 必要に応じ更新

1-3 突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（洪水、内水ハザードマップの活用）重点

- 洪水ハザードマップを有効活用し、町民への周知を図るとともに、平時から防災意識向上と自主的避難の意識を養うことにより、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。

（河川改修等の治水対策）重点

- 管理河川に関し、河川管理者が気候変動の影響を踏まえた河道の掘削、築堤整備など治水対策を推進する。
- パトロールによる警戒体制維持と美幌建設業協会との連携、樋門等への排水ポンプ等の設置による雨水対策の充実を図る。
- 樋門・樋管、排水ポンプ等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、施設の維持管理を適切に実施する。

《指 標》

- ・ 洪水ハザードマップ 策定済（紙版 2024、Web版 2018） ➡ 必要に応じ更新

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）重点

- 交通障害発生が予想される気象状況下において、多様な情報媒体を活用した注意喚起を実施する。
- 暴風雪による人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法、道路法による通行止めを早期に行うとともに、住民に対してHPやSNS等による情報提供に取り組む。

（除排雪体制の確保）重点

- 異常降雪時における交通量、緊急性を勘案した除排雪ルートを検討する。
- 除雪機械の増強及び更新とオペレーターの確保を図り道路除雪の維持強化に努める。

（高齢者世帯等に対する支援）重点

- 除雪が困難な高齢者や障がい者等に対する除雪支援を行い安全確保を図る。

《指 標》

- ・貸出用小型除雪機台数 20台（2024） ➡ 実情に応じ増減

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・応急体制の強化）重点

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と連携しながら、各種防災訓練を実施する。

（自衛隊体制の維持・拡充）重点

- 災害時において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊の体制について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取り組みを推進する。

（救急活動等に不可欠な資機材の整備）重点

- 学校や公共施設へのAED等救命装置の設置を促進し、救命率の向上を図る。

（消防団活動の促進）重点

- 地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

《指 標》

- ・総合防災訓練の実施件数 1回（2022） ➡ 1回（2028）
- ・公共施設のAED設置数 32件（2024） ➡ 実情に応じ増減
- ・町内消防団員数 72人（2026.2末） ➡ 維持・強化に努める

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

(被災時の医療支援体制の強化) 重点

- 被災時において、状況に応じた適切な医療活動を実施するため、美幌医師会、美幌歯科医師会に出動の要請を行い連携するとともに、災害急性期患者が生じた場合は北海道に対して、災害派遣医療チームの派遣を要請する等支援体制の強化を推進する。

(医療従事者の確保) 重点

- 被災時においても医療を提供することができるよう、継続して医療従事者の確保を推進するほか、美幌町立国民健康保険病院施設や付随する医療機器の充実を促進する。

(災害時における福祉的支援) 重点

- 福祉的支援が必要な者が、災害時においても安心して避難や継続した福祉的支援を受けられるよう、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、名簿の管理、更新を行うとともに、避難支援等関係者への情報提供を行うなど、要支援者の情報を適切に管理・運用していく。

(保健機能の充実)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、平時から予防接種の実施や感染症に関する啓発を行うなど感染症対策を推進する。

《指 標》

- ・ 季節性インフルエンザワクチン接種率 42.2% (2024) ➡ 50.0% (2029)
- ・ 個別避難計画作成数 134名 (2026.2末) ➡ 計画的に推進

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資の供給等に係る連絡体制の整備) 重点

- 物資供給、医療、救助、救援等災害時の迅速かつ円滑な応急対策を講ずるため、北海道、自治体、民間企業との間で締結している防災協定について、実効性の確保、協力関係の構築を図る。

(非常用物資の備蓄推進) 重点

- 家庭や企業等における災害時の備えとして「最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水」「最低限の生活物資」「常備薬」等の備蓄を住民に向け啓発するなどし、自発的な備蓄取り組みを促進する。

《指 標》

- ・ 災害時応援協定数 27団体 (2024) ➡ 継続的に拡充

2-4 避難施設やトイレ、冷暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

(避難所等の指定・整備・普及啓発) 重点

- 指定された避難場所や避難所について、整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行う。

(避難所等の生活環境の改善) 重点

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等及びプライバシーに配慮したパーテーション（テント）の設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) 重点

- 停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所における防寒対策を促進する。
- 厳冬期特有の環境を想定した防災訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

《指 標》

・指定緊急避難場所の指定数	48箇所（2024）	➡	実情に応じ増減
・指定避難所の指定数	18箇所（2024）	➡	実情に応じ増減
・福祉避難所の指定数	3箇所（2024）	➡	実情に応じ増減
・美幌町災害時備蓄計画に基づく物資の備蓄状況	100%（2024）	➡	同数を維持

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の低下

(災害対策本部機能等の強化) 重点

- 発災時において迅速、適切な災害対応を行うため、災害対策本部訓練を実施し、その検証を踏まえ本部機能の強化を図る。
- 地域防災計画に基づく職員配置体制を検証し、災害対応機能強化を図る。
- 防災拠点となる庁舎の安全性確保、機能強化を図るため、耐震化、老朽化対策に加え、情報通信設備、自家発電装置等付随機能の充実を図る。
- 災害証明や被災者台帳など事務手続き等のマニュアル化と訓練実施により、被災者支援に向けた取り組みを推進する。

(業務継続体制の整備) 重点

- 災害時における災害応急活動及び早期に再開すべき行政サービスの処理体制を構築するため、業務継続計画（BCP）の策定・改善に努める。

《指 標》

・業務継続計画（BCP）策定状況	策定済（2021）	➡	必要に応じ更新
------------------	-----------	---	---------

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（企業の事業継続体制の強化）

- 経済活動の停滞を防ぐため、関係機関と事業継続計画の普及を行い企業の事業継続体制の強化を図る。

（被災企業等への金融支援）

- 災害による経済環境の変化により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、関係機関との連携による金融支援等の取り組みを推進する。

《指標》

- ・事業継続計画に関する情報配信件数 0件（2024） ➡ 実情に応じ配信

4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食料生産基盤の整備）

- 災害時の生産体制の停滞防止、早期復旧のため農業用施設、水利施設等農業生産基盤の整備を推進する。
- 食料の安定供給を将来的にも継続していくため、農業後継者となる新規就農者やUターン者など担い手の育成と確保を図る。

（地場農産物の付加価値向上と販路拡大）

- 安定した食料供給を行ううえで平時から一定した生産量の確保が重要であるため付加価値の向上、ブランド化の推進に加え販路拡大や新規開拓、産地における農産物の長期貯蔵など農産物の円滑な供給などの取り組みを支援する。

（物流流通体制の確保）

- 安定的な物流ルートを確保するための交通ネットワーク整備を促進する。

《指標》

- ・新規就農者数（新規農業従事者数を含む） 5人（2024） ➡ 5人（2029）

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能の維持を図るため、国、北海道と連携しながら、保全管理や農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

- ・ 森林整備計画に基づき造林・間伐等の森林整備を実施した森林面積の割合
100% (2024) ➡ 100% (2029)
- ・ 保全管理が適正に行われている農地面積の割合
100% (2024) ➡ 100% (2029)

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

(関係機関の情報共有化) 重点

- 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な体制の構築を促進する。

(住民等への情報伝達体制の強化) 重点

- 災害発生時における住民等への迅速かつ効果的な情報発信を行うため、スマートフォンアプリ等を活用した情報伝達体制を構築する。
- 災害発生時に光ファイバー網が使用不能となった際のバックアップ手段として衛星通信回線の整備を行う。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- ピクトグラムなどの避難誘導サインの導入や無料公衆無線LANの整備により外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の整備を図る。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全の確保を図るため、平時から該当者の実態把握及び連絡先の確認、避難誘導の手法検討等を行う。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 冬季避難に対応できる避難所及び避難路確保の情報等を多様な媒体を通じ迅速に周知する体制を強化し、帰宅困難者の避難対策を推進する。

(防災教育の推進) 重点

- 児童・生徒が災害や事故等の緊急時に想定される様々な危険とその回避方法について理解を深め、状況に応じて適切に行動できるよう、教育活動全体を通して防災教育を計画的かつ組織的に実施する。

《指 標》

・災害通信訓練実施回数	18回(2024)	➡	実情に応じ増減
・登録制メール登録者数	1,336人(2026.2)	➡	2,000人(2029)
・一日防災学校の実施学校数	5校(2024)	➡	同数を維持

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 再生可能エネルギーの利用意識を啓発するとともに、国や北海道などの関係機関と連携を図り、再生可能エネルギーの利活用を含めた普及促進を図る。

(石油燃料供給の確保) 重点

- 防災拠点や避難所等への石油類の安定供給は、災害応急対応や避難環境の維持に欠かせないものであることから、関係機関との協力体制の構築を図る。

《指 標》

・燃料供給に係る協定	2件(2024)	➡	実情に応じ増減
------------	----------	---	---------

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) 重点

- 安定給水確保のため、浄水場や配水管等の水道施設について計画的かつ効率的な更新、耐震化を推進する。

(下水道施設等の防災対策) 重点

- 公衆衛生環境確保、老朽化による事故や機能停止を防ぐため、下水道施設の定期的な点検、調査を行うとともに、老朽化対策を計画的に進める。

(上下水道事業の危機管理体制の整備) 重点

- 災害時における応急給水、応急復旧等の危機管理体制の強化を図る。

《指 標》

・ 上水道基幹管路耐震適合率	22.6% (2024)	➡	47.7% (2027)
・ 浄水施設耐震化率	0% (2024)	➡	100% (2027)
・ 配水池耐震化率	56.5% (2024)	➡	57.3% (2027)
・ 下水道管路耐震化率	8.2% (2024)	➡	10.5% (2030)
・ 下水道管路改築事業量	0.23km (2024)	➡	3.6km (2030)
・ 処理場耐震化率	0% (2024)	➡	39% (2030)

5-4 地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) 重点

- 北海道横断自動車道は、オホーツク圏の農水産物の流通、高次医療圏への搬送や災害時の救援物資輸送などに不可欠な道路であるため、国、北海道と強固に連携しながら整備促進を図る。

(道路施設の防災対策) 重点

- 橋梁等の道路施設の点検等により現況把握に努めるとともに、施設の老朽化に対し計画的な整備を行い、適切な維持管理を実施する。

《指 標》

・ 国道39号（北海道横断自動車道）端野高野道路の事業進捗率	約25% (2024)	➡	国への要望を継続実施
・ 町道橋梁の点検率	100% (2023)	➡	同数を維持
・ 町道トンネルの点検率	100% (2023)	➡	同数を維持

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）重点

- 災害時に生ずるいわゆる「災害ゴミ」に関して発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場所、民間業者との連携などを検証するほか、最終処分場へ搬出するうえで必須となる仮置き場での分別方法の検討、広域処理など円滑な処理体制の構築を図る。

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 策定済（2023） ➡ 必要に応じ更新

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（災害対応に不可欠な建設業との連携）重点

- 災害により生じた障害物の除去や道路の確保等の応急対策が迅速に行えるよう建設業協会等とあらかじめ協力体制に関する協定を締結し復旧体制の構築を図る。

（行政職員等の活用促進）重点

- 北海道や他自治体への応援要請または他の自治体に対する応援を迅速に行うため、災害応急対応上必要な資料、連絡先等の情報を共有し、応援、受援体制の整備を図る。
- 災害時の被災者支援ボランティアは、復興支援に欠かせない活動となっていることから、その活動の効果的運用を図るため社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活用体制の構築を図る。

《指 標》

- ・ 応急対策業務に係る協定件数 2 件（2024） ➡ 継続的に拡充

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 連携と協働

大規模災害は、自身が身を守る「自助」、地域、企業が互いを助けあう「共助」の取り組みが重要であり、各被災地においても効果を上げている。

本町の強靱化の基本は「自助」「共助」であることを踏まえ、町民や企業との連携と協働により本計画を推進する。

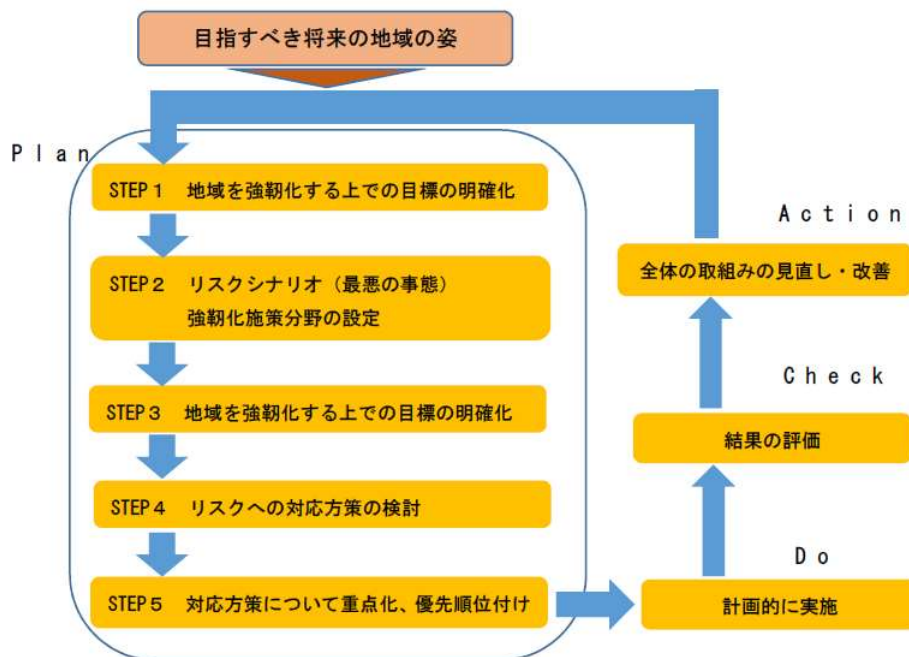
(2) 施策ごとの推進管理

施策プログラムの推進にあたっては、所管部署を中心に国や北海道との連携を図りながら施策の進捗状況や達成状況などを検証することにより実効性を確保する。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策プログラム全体の検証を行い、さらなる施策推進につなげていくものとする。

また、本計画の進行管理を行うなかで、社会情勢の大きな変化や自然災害リスクの変化などにより、計画の見直しが必要な場合は随時見直すものとする。



【別表】美幌町強靱化のための推進事業一覧

所管部	事業名	箇所名・地区名
総務部	防災対策事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内町道整備事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内橋梁長寿命化事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内舗装修繕事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内路面性状調査事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内橋梁点検事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内トンネル点検事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内法面・土工構造物点検事業	美幌町内全域
建設部	美幌町管内道路付属点検事業	美幌町内全域

美幌町強靱化計画

令和8年（2026年）3月発行

美幌町総務部危機対策課危機対策グループ

〒092-8650

美幌町字東2条北2丁目25番地

電話 0152-77-6528